

天望庵短期入所生活介護事業所重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

【 1 事業所の概要 】

名称・法人種別	社会福祉法人 慈雄会
代表者名	理事長 平原 静雄
所在地・連絡先	(住所) 〒861-8005 熊本市北区龍田陳内1丁目3番30号 (電話) 096-339-7111 (FAX) 096-337-1120

【 2 事業所 】

事業所名	天望庵短期入所生活介護事業所
所在地・連絡先	(住所) 〒861-8005 熊本市北区龍田陳内1丁目3番30号 (電話) 096-339-7111 (FAX) 096-337-1120
事業所番号	熊本県指定 第4370101786号
所長名	平原 静雄

【 3 施設の目的及び運営方針 】

事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

【 4 施設の概要 】

(1)構造(介護老人福祉施設含)

敷地		4901㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造 3階
	延べ床面積	2922㎡
	利用定員	88名(内介護老人福祉施設80名)

(2)居室

居室の面積	室数	面積(一人あたりの面積)	備考
二人部屋	4	18.42㎡(9.21㎡)	ナースコールを設置

(3)主な設備(介護老人福祉施設含)

居室の面積	室数	面積(一人あたりの面積)	備考
食堂	3	228.61㎡(2.8㎡)	状態に応じて食堂を使い分けます
機能訓練室	2	71.30㎡(0.9㎡)	状態に応じて機能訓練を行います
浴室	2	51.30㎡(0.7㎡)	特殊浴槽 2台設置
医務室	1	17.10㎡(17.1㎡)	診療所として利用者の健康管理に努めています
静養室	2	16.20㎡(8.1㎡)	心身の状態に応じて看護・介護を行います

【 5 事業所職員体制(介護老人福祉施設) 】

職員の職種	人数	職務内容
施設長	1	施設運営の管理
生活相談員	1人以上	日常生活及び家族からの相談
介護職員	27人以上	日常生活の援助
看護職員	3人以上	利用者の健康管理
医師	1人以上	利用者の健康管理・精神安定
管理栄養士	1人以上	利用者の栄養管理
機能訓練指導員	1人以上	利用者の機能訓練
介護支援専門員	1人以上	ケアプラン作成・苦情相談

【 6 職員の勤務体制 】

従業者の職種	勤務体制
施設長	日勤(9時00分～18時00分)
生活相談員	日勤(8時30分～17時30分)
介護職員	日勤(9時00分～18時00分)
	遅出(10時00分～19時00分)
	早出(6時30分～15時30分)
	中早(7時30分～16時30分)
	後遅出(12時00分～21時00分)
	深夜(23時50分～ 9時00分)
	準夜(15時00分～ 0時00分)
	夜勤(18時00分～ 6時00分)
看護職員	日勤(9時00分～18時00分)
	中早(7時30分～16時30分)
	遅出(10時00分～19時00分)
医師(精神科)	第2・第4水曜 13時30分～14時30分及び随時
管理栄養士	日勤(9時00分～18時00分)
機能訓練指導員	日勤(9時00分～18時00分)
介護支援専門員	日勤(9時00分～18時00分)

【 7 短期入所生活介護サービスの内容と費用 】

(1)介護保険給付対象サービス

種 類	内 容
送迎	通常の送迎実施地域は原則として熊本市内とします。
食 事	朝食 8時00分 昼食 12時00分 夕食 18時00分 管理栄養士の立てる献立により、利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
入 浴	週2～3回の入浴または清拭を行います。 座位のとれない方は、状態により特殊浴槽にて入浴サービスを提供いたします。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離 床 等	身体機能の低下防止のため、できる限りの離床に配慮します。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行ないます。 《当施設の保有するリハビリ器具》 歩行器・肋木・ホットパック・干渉波・平行棒・プーリー・ペグボード・メドマー・重錘
健 康 管 理	嘱託医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採ります。
相 談 及 び 援 助	利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行ないます。

(2)費用

<p>利用料金は保険者より交付される介護保険負担割合証に書いてある、1割または2割・3割の負担割合が利用者の自己負担となります。原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。また、利用者負担額減免を受ける場合は、減免率に応じた負担額となります。介護保険料の滞納等により、当施設に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いいただくことになります。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要になります。</p>
--

【料金表】介護保険法により定められた単価で計算します。

(保険給付対象サービス)

保険給付対象の利用料は次のとおりとする

○短期入所生活介護サービス利用料 (日額)

介護保険自己負担割合 1割負担の場合

要支援1	451 円	要介護3	745 円
要支援2	561 円	要介護4	815 円
要介護1	603 円	要介護5	884 円
要介護2	672 円		

○短期入所生活介護サービス利用に係る加算項目 (日額)

介護保険自己負担割合 1割負担の場合

機能訓練体制加算	12 円	看取り連携体制加算	64 円
看護体制加算(Ⅰ)	4 円	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円
看護体制加算(Ⅱ)	8 円	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13 円
看護体制加算(Ⅲ)イ	12 円	若年性認知症利用者受入加算	120 円
看護体制加算(Ⅳ)イ	23 円	送迎加算(片道)	184 円
療養食加算	8 円/1食		円
緊急短期入所受入加算	90 円		
個別機能訓練加算	56 円		

○介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等処遇改善加算Ⅰ(令和6年6月以降)

1月につき利用者全員に算定いたします。施設の運営体制等により、1ヶ月あたりの利用者様の介護サービス費(要介護度別の基本サービス費に各種加算減算を加えた額)の1割または2割・3割の自己負担合計額(施設サービス費)に8.3%相当の「介護職員処遇改善加算Ⅰ」、2.7%相当の「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」及び1.6%相当の「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定します。また、令和6年6月以降は介護報酬改定により上記3種の加算が一本化となり加算率14%相当の「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」と変更されます。

○長期利用者に対する短期入所生活介護

要介護認定の利用者で、長期間の利用者(自費利用などを挟み実質30日を超えて、短期入所生活介護サービスを利用される方)についてのみ、所定単位数から1日につき30単位の減算となります。

※上記の施設サービス利用料と加算単位は「介護保険負担割合証」の記載する1割負担の単位となっております。2割負担、3割負担については、上記の単位より計算した単位の負担になります。

加算の届出および算定の有無については、施設の運営体制、職員配置基準等により、変更になる可能性があります。また、要介護度別の単価や各加算の単価については、今後の法改正等の諸事情によって、変更になる可能性があります。

(保険給付対象外サービス)

保険給付対象外の利用料は次のとおりとする

○食費の基準費用額(日額)

1日あたりの食費	1,445	円
朝食	300	円
食費の内訳 昼食	570	円
夕食	575	円

※ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担となります。

○滞在費及び居住費の基準費用額(日額)

	第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階
居住費(多床室) 令和6年8月1日から	0 円	430 円	430 円	915 円

○その他

- ・個人的趣味活動は個人負担
- ・特別な食事(嗜好品等)は個人負担

【 8 利用料等のお支払い方法 】

一月の利用料ごとに請求書を交付し、ご利用者様の指定口座より、翌月26日に引き落としをさせていただきます。口座振替手数料につきましては利用者負担になります。また、引き落とし確認後、領収書を発行致します。

【 9 苦情相談 】

社会福祉法第82条の規定により、特別養護老人ホーム天望庵ではご利用者、ご家族からの苦情相談に適切に対応する体制を整えております。

特別養護老人ホーム天望庵における苦情相談については、苦情受付担当者及び解決責任者、第三者委員を下記のとおり定め、ご利用者、ご家族からの苦情相談に対応いたします。

《施設内》

苦情受付担当者	介護支援専門員(山本和人)	受付方法	電話	096-339-7111
苦情解決責任者	施設長(平原静雄)		面接	当施設1階相談室
ご利用時間	9時00分～18時00分		苦情BOX	玄関に設置
			FAX	096-337-1120

第三者委員

中島幹夫	園田健一
熊本市東区保田窪4丁目8番36号 096-385-7171	熊本市北区榎木2丁目8番11号10 090-5730-8011

《苦情解決の方法》

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に苦情を申し出ることできます。

(2) 苦情の受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情は苦情解決責任者に報告し、状況により第三者委員にも報告致します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 行政機関その他苦情受付機関の紹介

苦情相談の受付は施設以外でも実施しております。本事業所で解決できない苦情・要望・相談は、行政機関では熊本市介護保険課、熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口、熊本県福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。

《施設外》

熊本市役所 介護保険課介護事業指導課	熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2793
熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口	熊本市東区健軍2丁目4番10号 096-214-1101
熊本県福祉サービス運営適正化委員会	熊本市中央区南千反畑町3-7 096-324-5471

【 10 事故発生時の対応及び損害賠償 】

事故発生の際は迅速に必要な措置を講じ、ご家族及び保険者(市町村)に連絡を取ります。また、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。なお、サービスの提供にあたり施設側に賠償すべき原因があると判断される事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

【 11 秘密保持及び個人情報の使用 】

ご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、生命・身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません(また、従業者が業務上知り得た秘密及び個人情報は、従業者でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません)。ただし、サービス担当者会議等において、必要な情報については一定の条件の下でご利用させていただくことがあります。個人情報の取扱については別紙の「個人情報保護に対する基本方針」をご覧ください。

【 12 身体拘束等の禁止 】

利用者本人や他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の利用者等の行動を制限する行為はいたしません。やむを得ず身体的拘束を行なうときは、その内容および時間、利用者等の心身の状況や緊急やむを得なかった理由を記録します(記録は5年間保存)。また、緊急やむを得ず行なう場合は事前に利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等を説明し、十分な理解を得るように努めます。

【 13 虐待の防止 】

利用者及びその家族の人権の擁護のため、虐待の防止及び利用者及びその家族の支援を行なうものとします。事業所は虐待防止に努めるため、以下の措置を行う。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 虐待を発見した場合には、速やかに通報します。また相談並びに指導及び助言を行なうとともに、これらの者の負担を軽減するための措置を行います。高齢者の権利擁護に必要な制度(成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等)の利用の促進を図ります。

【 14 非常災害時の対策 】

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム天望庵消防計画」にのっとり対応を行います。				
避難訓練及び防災設備					
別途定める「特別養護老人ホーム天望庵消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います。					
設備名称	個数等	設備名称	個数等	設備名称	個数等
誘導灯	19ヶ所	スプリンクラー	有	防災扉・シャッター	9ヶ所
ガス漏れ探知機	有	避難階段	3ヶ所	屋内消火栓	有
自動火災報知器	有	カーテン、ふとん等は防災性のものを使用しています			
防火管理者	宮良賢次	熊本中央消防署への届出日	平成17年6月1日		

【 15 協力医療機関等 】

病院名	住所及び電話番号	病院名	住所及び電話番号
自由が丘病院	熊本市北区龍田陳内1丁目3番10号 096-338-3111	ひらやまクリニック	熊本市北区武蔵ヶ丘5丁目23番7号 096-337-8838
保田窪整形外科	熊本市東区保田窪5丁目7番27号 096-381-8711	朝日野総合病院	熊本市北区室園町12-10 096-344-3000
伊東歯科口腔病院	熊本市中央区子飼本町3-14 096-343-0377		

【 16 施設の利用にあたっての留意事項 】

来 所 ・ 面 会	面会時間 9時00分～18時00分 時間外の面会をご希望の方は事前に職員に連絡をお願いします。面会時には玄関の面会簿にご記入ください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず外出・外泊届に行き先と帰宅日時を記載し職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反してご利用で破損等が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
喫 煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。高価な物品については施設の金庫にてお預かりすることがあります。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

【 17 短期入所の利用期間 】

この重要事項説明書の利用期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。利用者から次回の利用申込があった場合、その時点で、当事業所の重要事項説明書の内容に変更がない場合には同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

重要事項説明合意書

当施設は、重要事項説明書に交付し、天望庵短期入所生活介護事業所のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	熊本市北区龍田陳内1丁目3番30号
	法 人 名	社 会 福 祉 法 人 慈 雄 会
	施 設 名	天 望 庵 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 所
	(事業所番号)	4370101786
	代 表 者 名	理 事 長 平 原 静 雄 ㊟

施 設 長 平 原 静 雄 ㊟

説 明 者 生 活 相 談 員 ㊟

私は、重要事項説明書を受領し、天望庵短期入所生活介護事業所のサービス内容及び重要事項の説明を受けサービス内容に同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 名 _____ ㊟

身 元 引 受 人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

(続柄)